

議案第 36 号

専決処分（令和 5 年度野々市市一般会計補正予算第 10 号）の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和 6 年 6 月 10 日提出

野々市市長 栗 貴 章

専決第 5 号

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 5 年度野々市市一般会計補正予算を次のとおり専決する。

令和 5 年度野々市市一般会計補正予算（第 10 号）

令和 5 年度野々市市の一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 124,695 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 23,042,960 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 既定の地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

令和 6 年 3 月 29 日専決

野々市市長 栗 貴 章

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 地方譲与税		139,420	8,620	148,040
	1 地方揮発油譲与税	33,000	2,274	35,274
	2 自動車重量譲与税	100,000	6,346	106,346
3 利子割等交付金		167,000	73,181	240,181
	1 利子割交付金	2,000	1,064	3,064
	2 配当割交付金	40,000	3,493	43,493
	3 株式等譲渡所得割交付金	25,000	25,970	50,970
	4 法人事業税交付金	100,000	42,654	142,654
4 地方消費税交付金		1,450,000	12,560	1,462,560
	1 地方消費税交付金	1,450,000	12,560	1,462,560
5 環境性能割交付金		16,000	6,883	22,883
	1 環境性能割交付金	16,000	6,883	22,883
6 地方交付税		2,552,459	68,809	2,621,268
	1 地方交付税	2,475,443	68,809	2,544,252
10 国庫支出金		5,007,610	△56,669	4,950,941
	1 国庫負担金	3,192,115	△34,800	3,157,315
	2 国庫補助金	1,802,195	△21,869	1,780,326
11 県支出金		1,625,850	△6,000	1,619,850
	1 県負担金	1,120,034	△6,000	1,114,034
12 財産収入		26,210	18,387	44,597
	1 財産運用収入	26,210	453	26,663
	2 財産売却収入	0	17,934	17,934

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 寄附金		107,765	100	107,865
	1 寄附金	107,765	100	107,865
14 繰入金		1,106,808	△245,866	860,942
	1 基金繰入金	1,068,454	△245,866	822,588
16 諸収入		564,514	△24,000	540,514
	3 貸付金元利収入	11,228	△10,000	1,228
	5 雑入	508,818	△14,000	494,818
17 市債		1,497,253	19,300	1,516,553
	1 市債	1,497,253	19,300	1,516,553
補正されなかった款に係る額		8,906,766	0	8,906,766
歳 入 合 計		23,167,655	△124,695	23,042,960

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		1,935,843	△21,547	1,914,296
	1 総務管理費	1,416,561	△21,547	1,395,014
3 民生費		10,732,235	△42,670	10,689,565
	1 社会福祉費	4,010,246	△43,000	3,967,246
	2 児童福祉費	5,805,496	0	5,805,496
	3 生活保護費	916,493	330	916,823
4 衛生費		1,614,483	△17,528	1,596,955
	1 保健衛生費	1,114,866	△17,528	1,097,338
7 商工費		188,247	△10,000	178,247
	1 商工費	188,247	△10,000	178,247
8 土木費		1,505,206	0	1,505,206
	4 都市計画費	767,048	0	767,048
10 教育費		4,138,445	△32,950	4,105,495
	1 教育総務費	292,662	50	292,712
	2 小学校費	690,836	0	690,836
	3 中学校費	1,163,559	△19,000	1,144,559
	4 社会教育費	902,589	0	902,589
	5 保健体育費	1,088,799	△14,000	1,074,799
補正されなかった款に係る額		3,053,196	0	3,053,196
歳 出 合 計		23,167,655	△124,695	23,042,960

第2表

地 方 債 補 正

(変更)

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
布 水 中 学 校 増 築 事 業	496,700	普通貸借 又 は 証券発行	6 %以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	借入先の融資 条件による。 ただし、市財 政その他の都 合により据置 期間及び償還 期間を短縮し、 若しくは繰上 償還又は低利 に借換えする ことができる。	515,300	普通貸借 又 は 証券発行	6 %以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	借入先の融資 条件による。 ただし、市財 政その他の都 合により据置 期間及び償還 期間を短縮し、 若しくは繰上 償還又は低利 に借換えする ことができる。
小 学 校 改 修 事 業	104,100				104,800			